

八戸市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市内に存する木造住宅の所有者等（当該住宅の所有者若しくは配偶者又は所有者の二親等内の親族をいう。以下同じ。）が当該住宅の耐震診断を希望する場合、八戸市が予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断を行うことにより、木造住宅の耐震改修を促進し地震に対する安全性に関する知識の普及・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シート等により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、市の派遣依頼に基づき耐震診断を行う者をいう。

(対象住宅等)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、八戸市内に存し、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、原則として、同年6月以降に増改築されていないもの。
 - (2) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限り。）で、地上階数が2以下のもの。
 - (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
 - (4) 原則として、延べ床面積が200㎡以下であること。
（200㎡を超える場合は派遣対象者負担の増額で対応）
 - (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。
- 2 対象住宅の所有者等は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
- (1) 市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納していない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、八戸市木造住宅耐震診断員派遣申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申込むものとする。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しその他申請者の本人確認ができる書類
- (2) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し、建物登記全部事項証明書等、対象住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 確認済証の写し、建物登記全部事項証明書等、対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる書類
- (4) 申請者が所有者以外である場合、配偶者又は所有者の二親等内の親族であることが確認できる書類（親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）
- (5) 直近5年間の市税の滞納がない証明書又は添付書類省略に係る同意書（別記第2号様式）
- (6) 案内図及び各階平面図（建築確認申請図面等があればその写し）
- (7) 2面以上の外観写真

（派遣の決定）

第5条 市長は、派遣する耐震診断員を決定したときは、その旨を八戸市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（別記第3号様式）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の八戸市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 市長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を八戸市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（別記第4号様式）により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第6条 派遣対象者は、八戸市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに八戸市木造住宅耐震診断員派遣辞退届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、八戸市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（別記第6号様式）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断員の派遣）

第8条 市長は、第5条第1項の耐震診断員を決定したときは、速やかに当該耐震診断員を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第9条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

（業務の委託）

第10条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

（診断結果の通知）

第11条 耐震診断の結果については、八戸市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（別記第7号様式）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第12条 市長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断員等の責務）

第13条 耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

（その他）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。
- 9 この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。
- 10 この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。
- 11 この要綱は、令和 5 年 5 月 24 日から施行する。
- 12 この要綱は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

区 分	延べ床面積 (1 棟当たり)	派遣費用 総 額	公的負担 限 度 額	派遣対象者 負 担 額
耐震診断	200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
	200㎡超 250㎡以下	168,000円		32,000円
	250㎡超 300㎡以下	189,000円		53,000円
	300㎡超 350㎡以下	211,000円		75,000円
	350㎡超 400㎡以下	232,000円		96,000円

※延べ床面積が 400 ㎡を超える場合の派遣対象者負担額は、市長が算定した額とする。

※上記金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を含む。